

ご利用者様各位

2019.7
鎌倉芸術館

臨時販売 申請ルール変更のお知らせ

平素は鎌倉芸術館をご愛顧頂きまして、誠にありがとうございます。

このたび、当館における臨時販売の事前申請について申請に必要な書類と申請期間を変更させていただくことに致しました。

詳細につきましては、以下に記載させていただきます。何卒ご理解とご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 新ルールの適用日

2019年10月1日のご利用分より

2. 新ルール *下線部が変更点。

臨時販売を希望する方は、利用開始日の 1週間前までに以下の書類を提出し、臨時販売の許可を得てください。

(1) 物品販売承認申請書

(2) 販売する物品と金額が記載された一覧

(3) 販売に当たり監督官庁の許可を要するものについては、その許可の写し

(4) その他、審査に必要と認められるもの

3. お問い合わせ先

鎌倉芸術館 [TEL:0467-48-5500](tel:0467-48-5500) (受付時間：9:00~19:00 休館日除く)

以上